

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年6月30日
【発行者の名称】	ナウビレッジ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今村 邦之
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目10番5号 赤坂日ノ樹ビル2F
【電話番号】	(03) 6826-2235 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 三宮 洋太
【担当J－A d v i s e rの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J－A d v i s e rの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J－A d v i s e rの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J－A d v i s e rの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ナウビレッジ株式会社 https://www.now-village.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J－A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－A d v i s e rを選任する必要があります。J－A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期中間期	第3期	第4期
会計期間	自2024年10月1日 至2025年3月31日	自2022年10月1日 至2023年9月30日	自2023年10月1日 至2024年9月30日
売上高 (千円)	147,326	220,999	231,430
経常利益 (千円)	14,933	14,935	12,766
中間（当期）純利益 (千円)	10,803	12,364	9,462
純資産額 (千円)	67,034	50,043	57,609
総資産額 (千円)	202,238	148,126	183,620
1株当たり純資産額 (円)	95.76	71.49	82.30
1株当たり配当額 (円)	-	2,709.43	1,967.62
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	15.43	17.66	13.52
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	33.1	33.8	31.4
自己資本利益率 (%)	17.3	28.2	17.6
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	15.3	14.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	16,539	6,069	27,270
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,334	△11,965	△5,463
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△6,693	16,202	14,432
現金及び現金同等物の中間（当期）残高 (千円)	118,838	76,088	112,326
従業員数 (人)	14	10	14
(外、平均臨時雇用者数)	(8)	(-)	(5)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第5期中間期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 第4期の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第5期中間期の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、それぞれ監査法人コスモスの監査及び中間監査を受けておりますが、第3期の財務諸表については監査を受けておりません。
7. 2024年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
14（8）	30.0	2.0	4,660

- （注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．平均年間給与は、決算賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における日本経済は、インバウンド需要の増加などを背景に経済社会活動の正常化が進み、企業収益の改善や個人消費の持ち直しが期待される状況となりました。一方で、世界的な地政学リスクの高まりや原材料価格の上昇、金融資本市場の変動といった外部環境の影響も大きく、企業の設備投資や消費動向への先行き不透明感が残る状態が続いています。デジタルマーケティング業界においては、デジタル化の進展を背景に市場の拡大が続いています。株式会社電通の「2024年 日本の広告費」によると、2024年の日本のインターネット広告費は前年比109.6%増の3兆6,517億円となり、総広告費に占める割合は47.6%に達しました。

このような状況の中、当社は自社マーケティングの強化、営業体制の強化、CRM導入・運用支援サービスの拡充に取り組み、安定した成長を続けています。これらの結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高は147,326千円、営業利益は14,754千円、経常利益は14,933千円、中間純利益は10,803千円となりました。

なお、当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して6,511千円増加し、118,838千円となりました。

なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間に係る比較は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、16,539千円となりました。これは主に、売上債権の増加額が13,572千円あった一方で、税引前中間純利益14,933千円、契約負債の増加額が6,741千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、3,334千円となりました。これは、無形固定資産の取得による支出が2,134千円、保険積立金の積立による支出が1,200千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、6,693千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出が5,316千円、配当金の支払額が1,377千円あったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は役務提供を中心としたマーケティング・コンサルティング事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

生産実績と同様の理由により、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、販売実績をサービス別に示すと、次の通りです。

サービス区分	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
コンサルティング (千円)	27,122	-
広告運用代行 (千円)	65,954	-
Web関連制作 (千円)	41,299	-
その他 (千円)	12,950	-
合計 (千円)	147,326	-

(注) 1. 2025 年9月期中間期より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が 10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または2025年3月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

（１）J-Adviser との契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviser に指定し、フィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本

号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付され

た募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主

及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

②その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ16,161千円増加し、181,093千円となりました。これは主に、未収入金が5,050千円減少した一方で、現金及び預金が6,511千円、売掛金が13,572千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べ2,456千円増加し、21,144千円となりました。これは主に、敷金及び保証金が472千円減少した一方で、ソフトウェアが2,063千円、保険積立金が1,200千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ14,971千円増加し、103,550千円となりました。これは主に、買掛金が2,947千円、未払法人税等が2,249千円、契約負債が6,741千円増加したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は、前事業年度末に比べ5,780千円減少し、31,652千円となりました。これは主に、長期借入金が5,316千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ9,425千円増加し、67,034千円となりました。これは、剰余金の配当1,377千円及び中間純利益10,803千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間会計期間において、主要な設備に異動はありません。

2【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,800,000	2,100,000	700,000	700,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株数 100株
計	2,800,000	2,100,000	700,000	700,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年10月23日 (注) 1	700	700	7,000	7,000	—	—
2024年12月21日 (注) 2	699,300	700,000	—	7,000	—	—

(注) 1. 設立による増加であります。

2. 2024年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2024年12月21日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は699,300株増加し、700,000株となっております。

(6)【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
今村 邦之(注) 1, 2	長野県北佐久郡軽井沢町	420,000	60.0
株式会社KI(注) 2, 3	東京都新宿区新宿一丁目36番2号 新宿第七葉山ビル3F	280,000	40.0
計	—	700,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 700,000	7,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	7,000	—

- (注) 1. 2024年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2024年12月21日付で普通株式1株を1,000株に分割を行っており、完全議決権株式数 (その他) 及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ700,000株となっております。
2. 2024年12月20日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は2025年4月18日に株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場いたしましたが、当中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)においては非上場であったため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。また、当社は、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、前中間会計期間(2023年10月1日から2024年3月31日まで)の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスによる中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2025年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	112,326	118,838
売掛金	43,860	57,432
前払費用	3,954	5,112
未収入金	5,050	-
貸倒引当金	△260	△290
流動資産合計	164,932	181,093
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,056	3,056
減価償却累計額	△611	△916
建物（純額）	2,444	2,139
有形固定資産合計	2,444	2,139
無形固定資産		
ソフトウェア	-	2,063
無形固定資産合計	-	2,063
投資その他の資産		
敷金及び保証金	10,942	10,469
保険積立金	5,000	6,200
長期前払費用	301	272
投資その他の資産合計	16,243	16,941
固定資産合計	18,688	21,144
資産合計	183,620	202,238

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2025年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	32,373	35,321
1年内返済予定の長期借入金	10,632	10,632
未払金	1,234	1,923
未払費用	9,376	8,916
未払法人税等	2,343	4,592
未払消費税等	8,754	9,528
契約負債	20,691	27,432
預り金	3,172	3,171
賞与引当金	-	1,281
役員賞与引当金	-	750
流動負債合計	88,578	103,550
固定負債		
長期借入金	36,282	30,966
繰延税金負債	1,151	686
固定負債合計	37,433	31,652
負債合計	126,011	135,203
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,000	7,000
利益剰余金		
利益準備金	189	327
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	50,419	59,707
利益剰余金合計	50,609	60,034
株主資本合計	57,609	67,034
純資産合計	57,609	67,034
負債純資産合計	183,620	202,238

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
売上高	147,326
売上原価	67,484
売上総利益	79,841
販売費及び一般管理費	※ 65,087
営業利益	14,754
営業外収益	
受取利息	17
補助金収入	460
その他	2
営業外収益合計	479
営業外費用	
支払利息	300
営業外費用合計	300
経常利益	14,933
税引前中間純利益	14,933
法人税、住民税及び事業税	4,595
法人税等調整額	△464
法人税等合計	4,130
中間純利益	10,803

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自2024年10月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	7,000	189	50,419	50,609	57,609	57,609
当期中間期変動額						
剰余金の配当		137	△1,515	△1,377	△1,377	△1,377
中間純利益			10,803	10,803	10,803	10,803
当中間期変動額合計	-	137	9,287	9,425	9,425	9,425
当中間期末残高	7,000	327	59,707	60,034	67,034	67,034

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	14,933
減価償却費	376
敷金償却費	472
受取利息	△17
支払利息	300
補助金収入	△460
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	30
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,281
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	750
売上債権の増減額 (△は増加)	△13,572
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,158
未収入金の増減額 (△は増加)	5,050
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,947
未払金の増減額 (△は減少)	689
未払費用の増減額 (△は減少)	△459
未払消費税等の増減額 (△は減少)	774
契約負債の増減額 (△は減少)	6,741
その他	28
小計	18,708
利息の受取額	17
利息の支払額	△300
補助金の受取額	460
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△2,345
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,539
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△2,134
保険積立金の積立による支出	△1,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,334
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△5,316
配当金の支払額	△1,377
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,693
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,511
現金及び現金同等物の期首残高	112,326
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 118,838

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1996年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率又は法人税法の規定による法定繰入率（1,000分の6）により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主にデジタルマーケティングに関するコンサルティングであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、期間の経過に応じて充足する取引であり、充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表への影響はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
役員報酬	22,760千円
給料及び手当	4,780
法定福利費	2,919
外注費	3,960
支払報酬	9,797
地代家賃	6,258

減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
有形固定資産	305千円
無形固定資産	71
計	376

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当中間会計期間 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	700	699,300	-	700,000
合計	700	699,300	-	700,000

(注) 2024年11月29日開催の取締役会決議により、2024年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は699,300株増加し、700,000株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 12月20日 定時株主総会	普通株式	1,377	1,967.62	2024年9月30日	2024年12月23日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表の現金及び預金勘定の残高は一致しております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
1 年内	11,965	11,064
1 年超	5,082	-
合計	17,047	11,064

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金(*2)	7,242	7,117	△125
(2) 保険積立金	5,000	4,250	△750
資産計	12,242	11,367	△875
(1) 長期借入金(*3)	46,914	46,861	△52
負債計	46,914	46,861	△52

(*)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*)2) 貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(*)3) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金(*2)	7,242	7,005	△236
(2) 保険積立金	6,200	5,580	△620
資産計	13,442	12,585	△856
(1) 長期借入金(*3)	41,598	41,527	△70
負債計	41,598	41,527	△70

(*)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*)2) 貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(*)3) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	7,117	-	7,117
保険積立金	-	4,250	-	4,250
資産計	-	11,367	-	11,367
長期借入金	-	46,861	-	46,861
負債計	-	46,861	-	46,861

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	7,005	-	7,005
保険積立金	-	5,580	-	5,580
資産計	-	12,585	-	12,585
長期借入金	-	41,527	-	41,527
負債計	-	41,527	-	41,527

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

保険積立金

これらの時価は、当期末現在の解約返戻金の額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されているため、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はマーケティング・コンサルティング事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質から収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	47,237	43,860
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	43,860	57,432
契約負債（期首残高）	1,599	20,691
契約負債（期末残高）	20,691	27,432

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれております。

契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金であります。

当該前受金は収益の認識に伴い取り崩されます。期首現在の契約負債残高は20,691千円であり、当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は7,758千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はマーケティング・コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高のうち、10%以上を占める相手先が無いため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (2025年 3 月31日)
1株当たり純資産額	82.30円	95.76円

（注）当社は、2024年11月29日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2024年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1株当たり中間純利益（円）	15.43
（算定上の基礎）	
中間純利益（千円）	10,803
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	10,803
普通株式の期中平均株式数（株）	700,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	-

（注） 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2024年11月29日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2024年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年 6 月30日

ナウビレッジ株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市中

代 表 社 員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 寺島 洋希

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナウビレッジ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第5期事業年度の中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ナウビレッジ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。